平成30年度 高校等での学びを経済的に支える主な制度について

中学校卒業後の子どもたちの学びを経済的に支える主な制度を紹介しています。制度を利用するための条件がそれぞれあります。くわしくは各学校の担当教職員・担任にお問い合わせください。

1. 高等学校等就学支援金制度

授業料負担を軽減するための制度

- → 進学後、在学する学校で手続きをします。
- → 授業料の範囲内で支給されるもので、学校の設置者が受け取り、授業料に充てます。
- ※ 私立の学校の場合、授業料との差額が生じることがあります。不足分については負担する必要があります。

こうとうがつこうとうしようがく きゆうふきん

2. 高等学校等奨学のための給付金制度

授業料以外の負担を軽減するための制度

- → 進学後、在学する学校で手続きをします。
- じゆぎようりようげんめん

3. 授業料減免制度

授業料負担を免除するための制度

- → 私立の学校が対象です。
- → 進学後、在学する学校で手続きをします。

4. 特別支援教育就学奨励費制度

就学のための経費負担を軽減するための制度

- → 特別支援学校高等部が対象です。
- → 進学後、在学する学校で手続きをします。

5. 島根県高等学校定時制課程等就学奨励資金制度

就学のための経費負担を軽減するための制度

- → 定時制課程、通信制課程が対象です。
- → 進学後、在学する学校で手続きをします。

6. 奨学金·就(修)学資金制度

(1) 主要な奨学金(貸与~返す必要がある資金)

以下の①~③のような制度のうち、主なものについて次のページに掲載します。

- 金利が付かない。
- ② 返す期間が10~20年と長い。
- ③ 返すことが難しい場合、支払いを待ってもらう制度がある。

制度名	金額等	大まかな条件	
こうとうがっこうとうしょうがくしきん 高等学校等奨学資金 (島根県育英会)	ようがくきん 奨学金(学校で学ぶための資金を月額で貸与。) たゆうがくしたくきん 入学支度金(入学時に必要な資金	学ぶ意欲はあるが、経済的な理 由で高校での学習が難しい島根 県出身の生徒。	
	大学又度金 (大学時に必要な賃金 を貸与。入学時1回のみ)		
せいかつふくししきん 生活福祉資金 きょういくしえんしきん (教育支援資金) (島根県社会福祉協議会)	教育支援費 (学校で学ぶための資金を月額で貸与)	島根県内に住んでいて、島根県 育英会など他の資金を借りるこ とが難しいと認められる家庭の	
	就学支度費(入学時に必要な資金 を貸与。入学時1回のみ)	生徒。	
母子父子寡婦福祉資金 (お住まいの市町村の 福祉事務所)	修学資金 (学校で学ぶための資金 を月額で貸与)	母子家庭、父子家庭、父母がい ない家庭の生徒。	
	就学支度資金 (入学時に必要な資金を貸与。入学時1回のみ)		
こうつういじいくえいかいしょうがくきん 交通遺児育英会奨学金 (公益財団法人	奨学金 (学校で学ぶための資金 を月額で貸与)	保護者が道路上の交通事故で死亡、または重い後遺障害により	
交通遺児育英会)	にゆうがくいちじきん 入学一時金 (入学時に必要な資金 を貸与。入学時1回のみ)	・働けず、経済的に困っている家 庭の生徒。	
あしなが育英会奨学金 (あしなが育英会)	しょうがくきん 奨学金 (学校で学ぶための資金 を月額で貸与)	保護者が病気や災害(交通事故を除く)または自死(自殺)などで亡くなった場合や、著しい後遺障害のため働けず、経済的に困っている家庭の生徒。	
	しりつこうこうにゆうがくいちじきん 私立高校入学一時金(私立高校入 学時に必要な資金を貸与。入学時 1回のみ)		

奨学金を返す方法についての例 【島根県育英会高等学校等奨学金の場合】

(県立高校(全日制) 自宅通学で3年間借りた場合)

1カ月分の金額18,000円×12カ月×3年 = (総額) 648,000円

【例】毎月同じ金額を返す場合

- ※一回の返す金額が1万円を超えないように返す回数が決められています。
- 648,000円(借りた金額) ÷ 108回(返す回数) = (一回に返す金額) 6,000円
- ・高校を3月に卒業した場合、その年の10月から返還がはじまります。
- ・高校卒業後、進学しているなどの理由があれば、6年を超えない期間、返すことを待ってもらう こともできます。

(2) 主要な奨学金(給付~返すことをもとめられないもの)

制度名	給付額	大まかな条件
まゆうなしようがくきん 給付奨学金 (公益財団法人日本教育公務 員弘済会島根支部)	一人当たり 15 万円	学ぶ意欲はあるが、経済的な理由で高校での学習が難しい生徒で、校長の推薦を受けた生徒。(原則として、各高等学校1名以内)
セントジョセフ奨 学育英 ままた 基金 (公益信託カトリック・マリ ア会)	月額 20,000円	経済的理由により、高校での学びが難しいが、学習意欲が高く、生活態度も落ち着いている生徒。
よるおかしようがつかいしようがくきんきゅうよ 古岡奨学会奨学金給与 (公益財団法人古岡奨学会)	月額 15,000 円	母子家庭で、経済的な理由で高校での修学 が困難な生徒。 ※中学校での手続きが必要
かとうやまさきしょうがくきんしゅうがくしえんきん 加藤山崎奨学金・修学支援金 (公益財団法人加藤山崎教育基金)	<奨学金>5万円 (高校等2年次 1回のみ給付) <修学支援金> 年額5~10万円	・奨学金:優秀な成績をおさめている生徒。 ・修学支援金:教育関係費の支援を特に必要とする家庭の生徒。 ※奨学金・就学支援金を、両方受けること はできません。
アフラックがん遺児奨学基金 (公益財団法人がんの子ども を守る会)	月額 25,000円	がんにより主たる生計維持者を失った遺児で、経済的理由により援助を必要とする生徒。 全国で120名程度。
アフラック小児がん経験者 奨学金 (公益財団法人がんの子ども を守る会)	月額 25,000 円	18 歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者で、経済的な理由により援助が必要な生徒。全国で 20 名程度。
J. POSH奨学金まなび (認定 NPO 法人 J.POSH)	月額 10,000 円 (年額 12 万円)	本人の母親、保護者を乳がんで亡くしており(または闘病中)、経済的な理由により高等学校(高等部)の修学が困難な生徒。

ここでご紹介した制度以外にも、お住まいの市町村やいろいろな団体が奨学金事業を行っている場合があります。いずれも採用にあたっての条件はありますが、経済的に不安を感じておられる場合には各学校の担当教職員・担任にご相談ください。